

主な改定内容（案）

1. これからスポーツ少年団が養成する指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」）公認スポーツ指導者制度の中に位置づけられる「スタートコーチ（スポーツ少年団）」となる。
 - ① 都道府県スポーツ少年団において「スポーツ少年団の理念」を内容として含む集合講習会を実施する。
 - ② JSPO 公認スポーツ指導者制度に基づく資格であることから、グループディスカッション等を含む対話的で深い学びを目的としたアクティブ・ラーニングを導入して講習会を実施する。
 - ③ スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の講師は、スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクターおよび学識経験者が担う。スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクターは 2019 年度にスポーツ少年団認定育成員として登録した者の内、インストラクター移行研修会を 2022 年度までに受講した者またはインストラクター養成講習会を受講した者に対し、日本スポーツ少年団が委嘱する。

2. スポーツ少年団の登録区分はスポーツをする「団員」、スポーツを指導する「指導者」、団運営に関わる「役員」または「スタッフ」の区分となる。なお、JSPO 公認スポーツ指導者資格保有者のみ「指導者」として登録することができる。

スポーツ少年団登録料については、単位団における役割に応じた設定とし、「団員」は 300 円、「指導者」、「役員」及び「スタッフ」は 700 円とする。

「指導者」はスポーツ少年団登録料に加え、JSPO 公認スポーツ指導者の資格登録に関わる費用が必要となる。

3. 単位団がスポーツ少年団登録する際の条件は、原則として団員 10 名以上、指導者 2 名以上で構成することに加え、以下の二つの条件をすべて満たすことが必要となる。
 - ① 20 歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」の 2 名以上の登録が必要
 - ② 2 名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念」を学んでいる〔旧スポーツ少年団認定育成員、認定員またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕 が必要

4. スポーツ少年団認定育成員、認定員の資格はなくなり、指導者は保有する登録・更新制の JSPO 公認スポーツ指導者資格をもって活動することになる。

スポーツ少年団認定員はスポーツリーダーを保有するが、「指導者」としてスポーツ少年団登録し、活動するためには、JSPO 公認スポーツ指導者制度の改定によって創設される「JSPO 公認新スポーツリーダー（仮称）」に移行し、他の公認スポーツ指導者資格と同様に、4 年に一度の資格更新のための研修を受講し、更新手続きを行わなければならない。

ただし、スポーツ少年団認定員で、JSPO 公認スポーツリーダーを除く JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有している方は含まれない。